



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近現代中国における国境の記憶 : 「本来の中国の領域」をめぐる
Author(s)	川島, 真
Citation	境界研究, 1, 1-17
Issue Date	2010-10-29
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.1.1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61331
Type	departmental bulletin paper
File Information	01Kawashima.pdf, 本文



近現代中国における国境の記憶

—「本来の中国の領域」をめぐる—

川島 真

はじめに

本稿は、近現代中国の国境の記憶が、個々の時代における内外情勢の下でいかに形成されたのかという問題を、主に日本国内の先行研究をふまえて整理するものである。特に、単に国境がいかに確定され、国境紛争がいかに処理されたのか、ということだけではなく、空間的な広がりをもつ王朝時代の論理が近代以後にいかに継承、変容、断絶したのかという点、また近現代中国において「本来あるべき国境」がどのように観念されたのかという点に留意したい。また、領域のみならず、可能な範囲で人の移動についても視野にいれてみたい。これらの論点は、中国における国境線、あるいはその周辺領域の曖昧性、拡大性、ダイナミズムの有無という、まさに中国の“帝国性”とも関係性を有する論点であると考えられる⁽¹⁾。

1. 王朝国家における空間イメージ

徳治と教化

王朝国家においては徳治が理念的に想定され、そこでは天命が下った有徳者としての皇帝の、普遍的な徳が普く天下に広がるとされていた。「普天の下、王土にあらざるなく、率土の浜、王臣にあらざるなし」という『詩経』の言葉にそれが示され(小雅「北山」)、その君子の徳は、風に草がなびくように広まり、皇帝の徳に民が感化されていくと考えられた(『論語』顔淵)。この「化」は、皇帝の徳や恩恵に浴していることを示し、それに浴そうとしない者は「化外」とされた。化はあくまでも民が自発的におこなうことであり、皇帝が強制することはない。但し、それはその化外の民が社会の安定や安寧を崩さない範囲でのことであって、社会の安寧を脅かすようなら、その「化外」の民に皇帝が働き掛けをすることになった。だが、皇帝も官僚も、無作為な状態、つまり何もしないでも社会の安寧が実現していることが理想であった。ここで留意すべきは、安寧およびそれが乱されているとの判断や解釈権が皇帝や官の側に属す点であり、恣

(1) 岩下明裕『中・ロ国境4000キロ』角川書店、2003年。

意的に解釈して化を強制することもありえたことである。それどころか、化はあくまでも民の側の問題だから、何か社会の安寧を乱すことが化外の民や地域から生じようとも、それは皇帝の徳が弱いからではなく、問題は常に民の側に存在するということになった。このような“普遍的”で、解釈多元性が担保され、そして社会が安定していれば(実際の因果関係は別として)徳の恩恵と考え、乱れていれば民の側の問題と見做すという枠組みは、多様な社会を包摂する論理としては有用であったものと思われる。しかし、前述のように、その論理の解釈権は皇帝の側に属していた。つまりその恩恵に浴する側と皇帝の関係は対等ではなかったのである⁽²⁾。

徳治・教化と辺境・周辺国との関係

このような徳治や教化に対する考え方は、辺疆や周辺国との関係においても適用された。つまり、皇帝の徳が普く天下に広がるとは言っても、実際にそれに浴さない者は多く、皇帝の所在地から遠くなればその数も次第に増えていく。ただ、彼らが安寧を脅かさなければ放任主義が採られ、またその地域の首長が臣下の礼をとれば、その儀礼を以て教化された者と見做して国王などとして冊封し、また空間的に近く、国を形成していない場合にはその首長に官職を与え、土司や土官としてその地域の秩序維持を委任した。王朝国家はこのようにして周辺地域の秩序を維持した。またその地域に教化されている漢族が移住した場合や、現地の人々が「漢化」されたと見做される場合には、土司や土官を撤廃して、直轄地の地方官などとしたが(改土帰流)、これは皇帝の恩恵に浴する民や地域が増加することなのだから肯定的に評価された。こうした意味では、チベットやモンゴル、新疆なども、清朝皇帝と当該地域の王らとの冊封などの“儀式”によって放任主義が認められ、その地域の“風俗”を認めつつ秩序維持ははかられていた。無論、これは漢族、あるいは朝廷からの観点であって、チベットやモンゴル側からみれば、恩恵に浴しているとも、また必ずしも上下関係に基づいて北京との関係を想定していたわけではなからう。

朝貢・互市と境界

前述のとおり、このような徳治と教化の考え方は、版図を超えて周辺諸国との関係にも適用される。他国の「酋」が皇帝の徳に浴し、臣下の礼をとるべくやってくれば、それに官爵をあたえて(中国の官制の中に位置づけ)、同時に国王に任命した。これは冊封と言われるが、この行為は19世紀末の朝鮮との関係のように内政干渉をおこな

(2) 茂木敏夫「中国的世界像の変容と再編」飯島渉ほか編『中華世界と近代』(シリーズ20世紀中国史) 東京大学出版会、2009年；同「中国王朝国家の秩序とその近代」『理想』682号、2009年。

うと意図されたものではなく、統治をゆだね、あとは定められたルール(暦の使用など)に準じて関係を結んでいれば、内政干渉をおこなう意味は、本来、含意されていなかった。他方、「酋」が統治の土産物を貢物として皇帝に献上し、皇帝がそれに返礼(回賜)を与えるという行為(朝貢、進貢)も、周辺の「酋」が皇帝の徳を慕ってやってくるのであって、まさに教化が実現していることを示すものと捉えられた。ここでも進貢のルールが守られていれば、特にそれらの国々の内政に干渉することはなかった⁽³⁾。

他方、とりわけ南洋の諸国からの冊封・朝貢には、王朝の論理からすれば「棄民」とされていた華僑が介在していたことも看過できない。実際に禁止されてはいても、境界は実質的に開かれていた。海外に移住した華僑は、自ら教化されることを放棄した存在のように王朝から見えていても、再び徳治を受け入れるべく接近してくれば、王朝はそれを受け入れるのである⁽⁴⁾。

しかし、たとえ皇帝の徳威が周辺に拡大していくとはいっても、これらの周辺の国々と版図との間に明確な「国境」が想定されていないわけではなかった。科挙に合格した官僚が、言わば「巡礼」していた空間(清代であれば行省区域)の外側に藩部とされた空間や土司の領域があった。理念的な意味での天下は、言わば「四海」に囲まれた「海内」を指し、それは中国と夷狄の地域で構成されており、そこに実際に王朝が統治している領域の版図が重なる。版図は天下の一部であり、版図は中国だけでなく夷狄の地域を含み得るが、夷狄の中には版図外の領域もある。そして、当然のことながらその版図は変動する。夷狄の領域を含むこともあるし、逆に中国よりも小さくなることもある。その実効支配領域としての版図は区切られた空間であるが、具体的な境界は、あらゆる場所で明確というわけではなく、必要に応じて濃淡をとまなげながら示されたと考えていいだろう。たとえば、軍事的に対立すれば軍事境界線が引かれ、また徴税対象があればその範囲が設定され、道路があれば管轄権の境界があった。沿岸部においてもそれは同様である。係争が発生すれば、“歴史”や統治の実績が版図である主張の根拠ともなり、また軍事力が現実を決めた面もあった。

だが、このような事情が無い場合、多くの地域で、人口の希薄な境界領域における

(3) もちろん、冊封などを通じた周辺諸国との関係の実態は、国別に、時期ごとに異なっていた。実際に正朔を奉じて、その内政においても中国の王朝の年号を用いた王朝は多くなかった。内政においても中国王朝を意識した名分を用いていたのは朝鮮くらいで、しいて言えばそこに琉球(あるいは安南)が加わる程度であった点に留意が必要である。また、清がロシアを遇して「与国」としたように、すべての対外関係をこの冊封や朝貢で位置づけたわけではない。だが、総じて清にとっての理念的には上記のような徳治と教化の論理が貫かれていたと考えていいだろう。

(4) 岡本隆司・茂木敏夫『中華帝国の近代的再編：在外華人保護論の台頭をめぐる』岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年。

境界線は双方にとって曖昧であり、まさに「疆域」と言えるようなグレーゾーンが存在した。そして、その疆域にすむ人々は、その双方、あるいは複数の国との間における媒介者としての位置を占めていたものと考えられる。その境界は多くの場合開かれており、周辺諸族も、華人も移動できたのである。だが、そのような存在もまた、中国王朝からみれば徳治の広がりの下に位置づけられ、彼らを媒介にして疆域の向こう側との関係が保てることも、同様の論理の下に認識されるのであった。なお、そしてそのような疆域の、まさに「国境」地域で展開されたのが、互市である。これは基本的に儀礼(冊封や朝貢)を伴わない国境交易であった。1757年以來の広州貿易は、この互市貿易の一形態である⁽⁵⁾。他方、長崎貿易を互市と見做せば、その国境という概念にも広がりがある可能性も含まれている。

内的境界の変容：人口圧力と“辺境”開発・漢化

広く知られているように、18世紀の中国は驚異的な人口増加を体験した。一般に、17世紀末に1億数千万であった人口が、18世紀末には3億超になっていたとされる。この人口圧力は、近隣への、そして南洋などの海外への(日本や朝鮮は受入れ忌避)移民へと繋がった。もちろん、この人口増加は、所謂“辺境”への移民と開発をも伴った。清は、同時代の日本などに比べて、こうした人の移動については基本的に放任主義をとっていた(版図外への移民は1860年[北京条約]、1893年[対内法令]まで禁止。満洲への移民も原則禁止)。漢族が非漢族地域へと拡大していくことは、一面で「化」、漢族的な価値観の拡大、あるいは押しつけへと繋がり、ある意味で漢／非漢の境界を押し広げていき、その境界の内側での均一化を伴うことに繋がった。他方、苗族の研究などでは、非漢族の側が言語や文化、時には科挙試験を(有利な条件で)受験するなどして漢族に接近しつつ、紛争が生じると自らの非漢族性を強調して、「弱きを濟ける」という儒教の論理に訴えたことも指摘されている。また、客家や壮族の研究では、開発の過程で非漢族を清が利用しつつ、開発が進むと次第に非漢族を弾圧するという側面が指摘されている。徳治にまつわる理念は、一面でこのような漢と非漢の間の階層化に、またあるいは非漢側が漢から「憐憫」や「恩恵」を引き出す論理としても、そして漢化の論理としても利用された。これは、現実政治の論理がこれらの理念を利用する側面とともに、これらの理念が階層化や漢化の暴力装置的な側面をとめない、恩恵の論理に基づく寛大さや救済の論理も併せ持つ可能性があったことを示している⁽⁶⁾。

また、18世紀における内的な辺境開発とともに、疆域への人口の拡大は、清朝の周縁地

(5) 廖敏淑『互市からみた清朝の通商秩序』北海道大学大学院法学研究科博士論文、2006年。

(6) 武内房司「清代貴州東南部ミャオ族にみる『漢化』の一側面：林業経営を中心に」竹村卓二編『儀礼・民族・境界：華南諸民族「漢化」の諸相』風響社、1994年；菊池秀明「明清期、広西チワン族土官の『漢化』と科挙」『中国』9号、1994年；茂木「中国の世界像の変容と再編」（前注2参照）。

域への関心を惹起することにもなった。そうした意味では、19世紀後半の国境線の設定は、「列強の侵略」という外因だけで説明され得るものではないものと考えられる。

王朝にとっての境界

以上をまとめれば、所謂「伝統」王朝にとっての「国境」については次のように整理できるだろう。王朝の統治は、徳治と教化という言葉ば越境を内包した統治理念を有していたものの、その有限性は認知されており、教化の強制は基本的に含意されていなかった。だが、たとえ“天恩無疆”などのように徳治や教化に境界が想定されていなくとも、現実には、実効支配領域としての版図があり、軍事や徴税、また交通管理の必要があれば境界が設定された。また版図の内側には科挙官僚が巡礼する空間(≒「中国」)と“夷狄”の空間が存在した。版図の内側に漢／非漢の境界線があったのである。これらの境界を隔てるものの、それと同時に超えていくものも、ともに徳治と教化の論理であった。また、版図と非漢族居住地域、あるいはその外側の周辺諸国との間の境界は、疆域として一定の幅をもって認識されていた。また、人的な往来は制度上制限されていたが、教化から離れた者は棄民として認識されるということを示すにすぎず、境界は基本的に開かれていたと考えていだろう。

他方、18世紀を通じた人口増加によって、漢／非漢族の境界や疆域も変動し、また南洋への移民も拡大した。この境界領域にすむ非漢／漢、また海外に移民した華僑たちは、王朝と周辺諸国、あるいは非漢族との媒介者としての機能をもったものと考えられる。徳治や教化の論理は、漢族の価値観を非漢族や周辺諸国に押し付ける面があるものの、同時に寛容性や恩恵付与の論理も孕んでいたため、他者の価値観を自律的に、個別的に受け入れることもあった。そこでは解釈は多元的であり、それぞれが相手の思惑を無視して自らの解釈で関係を位置付けたり、媒介者がその論理を置き換えたりすることも可能であった。それだけに、版図や疆域に多様性を包摂していることが疆域の外への拡大性ととも、外的論理が内側に入り込む側面も内包していた。対外関係の面から見れば、対外関係の多くはそれぞれの事情に則して別個に二国間関係として形成されることが多く、そこに様々な思惑や慣習が入り込みながらも、象徴的な儀礼により一定の秩序が保たれていた。茂木敏夫は、周辺諸国が一对一関係を中国王朝と結び、周辺諸国は中国を通じて他国と結びついていたからこそ、中国だけが全体を見渡すことができ、周辺諸国も多かれ少なかれ、この中国と周辺諸国の関係の在り方を受容したとしている。だからこそ、周辺諸国にはそれぞれの思惑があり、具体的な関係は多様であっても、中国が中華世界なるものをその理念に基づいて語ることができた、ということなのであろう⁽⁷⁾。

(7) 茂木「中国王朝国家の秩序とその近代」(前注2参照)。

2. 「伝統」の変容／再編と内外の境界の変容

国境の“画定”と内的境界の変容

アヘン戦争や南京条約など一連の条約の締結がなされても、上記のような対外観が大きく変容したわけではなかった。所謂、冊封・朝貢と言われた関係が変容するのは、清自身の権威の天墜とともに、直接的には冊封・朝貢国が植民地になるなどして消滅していく過程に求められるが、その消滅していく過程での欧米諸国や日本とのやり取りの中で、上述の「伝統」的な空間意識は一定の変容を迫られることになった。ロシア、英領の植民地、フランス領植民地などとの間での境界画定交渉がおこなわれ、係争地をのこしながらも、国境という輪郭が清朝に明確に与えられた。また、アイグン条約や北京条約での沿海州、南京条約での香港島や日清戦争での台湾・澎湖など、少なからぬ国土を割譲したのであった。それは版図と土司・藩部から形成された空間が狭められることを意味しており、同時に現実の国境とは別の、「本来あるべき版図や国境」を想定させていくことになった。

他方、1880年代に新疆や台湾に省が設けられ、1900年代には移住が禁止されていた清の故地である満洲に東三省が設けられ、チベットでも建省が模索されるなど、科挙官僚の巡礼圏としての空間(≒中国)が新たな国境線まで拡大する傾向がみられた。内的境界に変化が見られたのである。これを清朝の近代主権国家への志向性と読み取ることもできるだろう⁽⁸⁾。だが、ここでは徳治の論理が近代主権国家の論理へと変容したというよりも、直轄地の拡大が皇帝の徳治や教化の拡大という論理で理解された面があった。またチベットやモンゴルに対しては当該地域の王らを冊封することが主権の行使であると観念された。このように、近代主権国家としての“ひとしみな主権の行使”が王朝の論理としての“徳治や教化の広がり”として認知される面があったことには留意すべきである⁽⁹⁾。それだけに、藩部を省にすることや、光緒新政にて“近代主権国家建設”がなされることは、同時に漢や朝廷の価値観を非漢族に押し付ける徳治の論理とも結びつきがちだったとも考えられる⁽¹⁰⁾。こうした点で内的境界の変容は、前章で述べた人口増加にともなう境界の変容などとの連続性で理解できる。だが、19世紀の後半を通じて、疆域の有していた弾力性は弱まったことも確かである。そして、中国の国力が衰退するにつれ、疆域の媒介者の中には逆に外部から中国の国土への流入を媒介する者も少なくなかった。中国は彼らにも中国国籍を付与して対抗していくことになる。

(8) 片岡一忠『清朝新疆統治史研究』雄山閣、1991年；茂木「中国的世界像の変容と再編」(前注2参照)。

(9) 張啓雄『外蒙主権帰属交渉 1911-1916』中央研究院近代史研究所、1995年；岡本・茂木「中華帝国の近代的再編」(前注4参照)。

(10) 平野聡『清帝国とチベット問題：多民族統合の成立と瓦解』名古屋大学出版会、2004年。

新たな内的境界の設定

境界という面からみれば、19世紀後半の中国では上記のように従来の内的境界が変容し、依然流動的な一方で、新たな内的境界が出現していた。内政的には、次第に地域主義(provincialism)が強まり、省を単位とした地域統合が模索されると「省境」の意味が強まった。また、太平天国前後からの社会の軍事化(militarization)の中で、次第に軍事境界線が意味をもつようになり、それが省境と重なりつつ、いわゆる軍閥の時代となったとも言えるだろう。1910-20年代になると、東北地区での運動会が開催されるなど、より広域的な地域統合への試みが見られるようになる。

このほか特に重要な内的境界として、租界、租借地、公使館区域、満鉄付属地などといった、中国側の(潜在)主権が認められても、司法権・行政権などの実質的な統治権が及ばない空間が、国内に出現したことも看過できない。もちろん、明代のマカオであれ、あるいはアヘン戦争後の香港や、上海などの租界であれ、こうした空間が設定されたのには、教化されていない外国人と教化されている臣民との間の騷擾を避けるために、彼らを隔離しておく意味合いがあった。だが、外国人の内地旅行権が認められると、また次第に中国人も租界などの空間で暮らし、活動するようになると、政府からみれば、外国人を隔離する空間というよりも、単に中国の統治が及ばない領域と位置づけられるようになる。そして、万国公法や主権概念に基づいて状況を理解するようになる過程で、国権回収の対象として認知されるようになっていく⁽¹¹⁾。なお、上海租界が発達したのは、むしろそこが外国人だけの空間でなく、中国人がその空間に深く浸透し、そこを政治的に、経済的に利用していったからだという点が重要である。

華僑の存在：徳威の拡大

既述のように、人口圧力の増大にともなって東南アジアなどに展開した華僑は、版図から進んで離脱した棄民と清朝から位置づけられながらも、朝貢などを担って再び版図に近づくことは清から厭われなかった。1860年の北京条約(および1893年の国内法)にて海外渡航が容認されると、移民先の東南アジアなどで、彼らの法的地位が問題とされるようになり、その保護が求められ、最終的には20世紀初頭の国籍法制定に至る(宣統年間)⁽¹²⁾。当初、中国が諸外国と結んだ諸条約は、渡航が禁止されていた華僑の存在は原則として考慮していなかったため、治外法権や領事裁判権の問題はあくまでも版図内の外国人と自国民の間の問題を想定すればよかったものと想定された。だが、次第に在外での案件を想定

(11) 川島真「領域と記憶：租界・租借地・勢力範囲をめぐる言説と制度」貴志俊彦・谷垣真理子・深町英夫編『模索する近代日中関係：対話と共存の時代』東京大学出版会、2009年。

(12) 孫安石「東アジアの『国籍』と近代：1920年代、『国民』をめぐる言説」小川浩三編『複数の近代』北海道大学図書刊行会、2000年。

することが必要になり、万国公法の論理で次第に自国民保護をおこなうことが提唱されるようになった。これは、伝統から近代へ、王朝から主権国家への転換としても読み取ることが可能であろう。しかし、王朝の論理からすれば華僑の拡大も徳治と教化の拡大という論理に置き換えられて理解されたことも同時に指摘されている。これは、先の新疆などでの省の建設が、かつての徳治や教化や漢／非漢の論理と結びつき、一種の“おしつけ”として主権国家の論理と結びつきながら展開したことと関連している。華僑に対しては、国民保護という万国公法の論理と徳治・教化の論理が結び付いたものだと言えよう⁽¹³⁾。

ただ、華僑の側から見れば、事態はそれほど単純ではなく、華僑が王朝や国家の庇護だけを求めていたわけではない。自らの商業活動などをより有利にするために移民先で植民地臣民などとなり、帰国華僑となって王朝の版図内、それも租界などを越境する存在となり、時に外国人と同様の特権を享受した。それは王朝にとっては新たな「禍」として認識されたのであった⁽¹⁴⁾。

徳治の論理と主権の論理の「結合」

既述のように19世紀後半には、外見的に近代国家化への志向が見られながらも、たとえば省の建設や華僑の保護などの現場で、徳治や教化の論理と主権国家／万国公法の論理が結合する局面が見られた。ただ、結合するにしても、この結合のあり方や認識は、それぞれの局面や実務担当者により異なったものであったろう。実際、対外関係の現場でも同様の状況となっていた。西洋諸国などと条約を締結する場合にも両者の結合は常に見られていたが、冊封や朝貢の領域においても、それがみられるようになった。これは西洋諸国や日本が清と周辺諸国の関係を万国公法に基づいて理解しようとしたからでもあり、清がそれを利用したからでもある。このような状況は1870年代の琉球をめぐる交渉などでも既にみられ、1880年代には実質的に最後の冊封関係の国となった朝鮮との関係においても、徳治の論理と万国公法の論理が言わば相半ばし、せめぎ合いながら存在する「属国／自主」の関係となった。この点は、岡本隆司が的確に指摘したところである⁽¹⁵⁾。茂木敏夫が指摘するように、このようにして従来の徳治の論理に万国公法が入り込むことで、次第に解釈の幅が狭まり、それぞれの当事者の思惑が露出して、結果的に関係が不安定になっていったものとも考えられる⁽¹⁶⁾。また、個別の二国間関係も相互に関連しあう国際関係へ次第に転換したものとも考えられる。

清の朝鮮に対する積極的な関与は、内政不干渉、儀礼だけで取り結ばれた従来の関係か

(13) 岡本・茂木「中華帝国の近代的再編」(前注4参照)。

(14) 村上衛「五港開港期廈門における帰国華僑」『東アジア近代史』3号、2000年。

(15) 岡本隆司『属国と自主のあいだ：近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年。

(16) 茂木「中国的世界像の変容と再編」(前注2参照)；同「中国王朝国家の秩序とその近代」(前注2参照)。

ら、万国公法的な属国や保護国も含意した関係へと転換したとも解される。これは、朝鮮の側からみれば、徳治のもつ寛容性が失われ、逆に支配が強まったということにもなる。

3. 近代外交の時代における境界

冊封関係の事実上の消滅と記憶の形成

19世紀後半の欧米諸国や日本との交渉過程で、清は万国公法を受容しつつ、自らのもつ徳治の論理を説明した。その過程でその論理が「天朝の定制」などと称され、後に「伝統」として意識されたかもしれない。また、両者は個別に併存したわけではなく、冊封・朝貢に基づく関係が19世紀後半に万国公法と結びつきながら変容したことが、「伝統」に対する意識に影響を与えた面があろう。つまり、19世紀以前の徳治に基づく諸関係を、その徳治や教化に基づく、いわば柔軟な諸関係の束としてではなく、近代の万国公法的な属国関係として理解する面も生じたのではなかろうか。少なくとも1910年代には、近代国家建設が北京政府などによって進められ、外交の面での「属国自主」のような語り方は大きく後退し、もっぱら国際公法に基づく主権国家の論理が優先していたように見える。だが他方で、清の後の中華民国はモンゴルやチベットを冊封しており、冊封することが主権の行使だと解された。王朝の論理が近代国家の論理に動員されていると見ることもできる。だが、ここで留意すべきは、冊封などの論理が近代国家の論理に回収される時、半世紀以上前の冊封などの伝統的諸関係もまた、近代国家の論理の下で理解される可能性も生まれるということである。国際公法的な属国観が過去の周辺国との関係に適用されれば、中国には本来ならその外縁に近代的な意味での属国が広がっていたことになり、民国の“国境”はそれらの広がりを奪われた閉塞空間だということになる。それが、国境を越えた“本来の姿”を求める拡大性を育む契機となったとも考えられる。

瓜分の危機と「中国」の表象

19世紀後半、前述のように1870－80年代に「属国・自主」などとして対外関係を調整し、1895年に実質的な冊封などに基づく関係を喪失した清では、引き続き周辺諸国との国境交渉を続けるとともに、辺境地域に建省するなどして主権国家としての体裁を整えるように見えた。だが、これも王朝の論理と結合した面があり、“蔵”“蒙”からすれば近代国家の論理で武装した新たな中央の国家建設を押しつけられることになったであろう。また、清の故地である満洲にも漢族の移民が多く流入し、東三省が建てられた。

周知の通り、1890年代後半の中国では亡国の危機、すなわち瓜分の危機ということが問題にされた。吉澤誠一郎が指摘するように、この比喩は分けられる「瓜」としての国土の一体性を前提としている。清に版図はあろうとも、前述のように、一つの「瓜」に譬えられるような一体性が元来想定されていたわけではない。そうした点で、「瓜分の危機」論はむ

しろ一体性のある国土を強調する議論として機能したと考えられる。実際に、『新民叢報』の表紙で赤色にひとしなみに塗られた中国地図が出現し、同時に省の境界を意識する議論が多く生まれることによって、かつての藩部も含めた地域統合の集合体地としての中国という領域が明確に意識化されるようになったと言えよう。吉澤が述べるように、20世紀初頭には、このような意識が都市部の知識人を中心に育まれたものと思われる⁽¹⁷⁾。民国期には、中央政府の統治能力に限界があろうとも、広東政府などの自称“中央政府”ができ、また所謂“軍閥”も中国や中華民国という枠を支持したこと、また政治的な対立や分裂を超えたメディアが存在し、知識人や政治家、官僚が通電などを用いて全国の都市メディアに意見を表明できたこともあり、「中国」は国境内部で次第に普遍化していったものと考えられる。

「中国」を単位とする歴史たる「中国史」も20世紀初頭に編まれるようになる。これは王朝の歴史の連なりを超えたものとして想定され、それが現在に至るまで定着したものと考えられる。辛亥革命により成立した中華民国は、五族共和という論理を用いながら、中華民国を構成する民族としての中華民国を想定しつつ、清代のかつての藩部を含む版図を継承したのだった⁽¹⁸⁾。

華僑・留学生の広がりと国民としての一体性

19世紀後半、中国の南部から東南アジアやアメリカに、また山東や華北から中国東北部、あるいは朝鮮半島を経由してシベリアへ、多くの人が移民した。また、20世紀初頭以来、留学生も増加した。そこでは何省出身かという省籍が重視されるとともに、「中国人」としての帰属意識も強められていった。華僑迫害、移民制限等に対する、知識人の、また移民・留学当事者の“同胞”としての感情の発露は次第に拡大するようになっていった。

このような過程で、清もまた華僑社会に商会や、孔子廟を設けることで統合を図らんとした。だが、それと同時に革命や立憲など、「救国」をめぐる政治運動に「国民」としての華僑を動員するという動きが強くみられるようになっていった。とりわけ、中国を一体化させ、そこで国民を統合させようとする方向性は、清よりも清に対抗する勢力のほうが中心であったと、一般には考えられる。

制度としての国境：憲法(案)に見る

1908年の清朝の欽定憲法大綱では領土に関する規定はないものの、1912年に中華民国が成立すると、同年3月に制定された中華民国臨時約法の第3条にて、「中華民国の領土は、二十二行省、内外蒙古、西藏、青海たり」と定められた。しかし、1913年に国会憲法

(17) 吉澤誠一郎『愛国主義の創成：ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店、2003年、特に第3章「中国の一体性を追求する：地図と歴史叙述」。

(18) 村田雄二郎「中華ナショナリズムの表象」『江戸の思想』88号(ペリカン社)、1998年。

起草會議が作成した憲法草案(天壇憲章)では、その第2条で「中華民國の国土は、その固有の疆域に依る。国土およびその区画は法律を以てせざらば之を変更するを得ず」とされ、1914年の中華民國約法の第3条では、「中華民國の領土は従前の帝国の所有していた疆域に依る」と変更された。そして、1923年憲法(所謂、曹錕憲法)では1913年憲法案(天壇憲章)の案文が復活している。現在の国境と本来の国境の間で、領土観が揺れていたのである。

南京国民政府成立後の1931年5月に制定された訓政時期約法では、第1条で「中華民國領土は各省および蒙古、西藏たり」と臨時約法の条文が復活する。だが、1936年5月5日の中華民國憲法草案(所謂五五憲章)では、第4条で「中華民國の領土は、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黒龍江、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、蒙古、西藏などの固有の疆域たり。中華民國の領土は、国民會議の議決を経ざらば、変更するを得ず」と、1913年憲法案(天壇憲章)の内容が一部盛り込まれた。そして、1946年の中華民國憲法では第4条(国土)において、「中華民國の国土は、その固有の疆域に依る。国土およびその区画は国民大会の決議を経ざらば之を変更するを得ず」といっそう1913年憲法案(天壇憲章)に近付いている。

これらの経緯を見れば、国土認識には「各省と蒙古、西藏(あるいは青海)」とする認識と「従前の帝国の領域」という二つの系統があったことが窺えよう。前者は空間的に明確であるのに対して、後者は拡大性／縮小性を孕む。「固有の領域」が単独で用いられた場合、解釈の幅が残されている。また、領土の変更については、法律あるいは議會等の決議がなければできない、というような手続きの重要性もまた、これらの憲法(案)の特徴と言えるだろう⁽¹⁹⁾。

国境のぜい弱性と内的境界の拡大

しかし、憲法(案)の規定、あるいは「中国」の拡大がある一方で、清や中華民國の軍事力、とりわけ国境警備・管理能力に限界があり、中国の主張する国境はしばしば侵犯され、また新たな係争を生んだ。間島問題、そして広西とベトナム国境、雲南・ビルマ国境など、各地で国境問題が発生した。また、外モンゴルの独立、チベットの地位問題、満洲国の独立など、かつての非行省地域は、諸列強の影響もあって、常に独立の可能性を孕んでいた。辺境の非漢族の居住区はしばしば国境により分断されており、その存在が国境線の拡大志向を孕むこともあったが、20世紀前半には、それを理由に逆に“侵略”されるという局面もあった。中国東北部や新疆がその典型だろう。制度とともに、現実的にも境界は揺らいでいたのである。

(19) 吉開将人「歴史学者と国土意識」飯島渉ほか編『近代性の構造』(シリーズ20世紀中国史)東京大学出版会、2009年。

また、既述のように租界、租借地、鉄道付属地、公使館区域など、中国沿岸／沿河の各開港場を中心に、中国の行政権・司法権の及ばない空間が複雑に形成されていた⁽²⁰⁾。他方、中央政府の統治能力が脆弱であったため、中国や中華民国という国家は理念的には否定されなくとも、中央政府の実態ある統治は南京国民政府の一時期を除いて全国的には機能しなかった。それだけに、1910－20年代の広東政府や、省や地方勢力の統治領域が入り組むかたちになった。共産党の解放区などもそのうちの一つだと見做されよう。

1920年代から盛んになる国権回収運動は、国境を保つ独立運動であると同時に、不平等条約等により設定された内的な諸境界を撤廃する運動であった。そして、“国恥”にまつわる運動や国権回収運動は、国土や理念化された中国の周辺への広がりも含めて、“本来の中国の姿”を国民に意識化させていく役割を果たした。

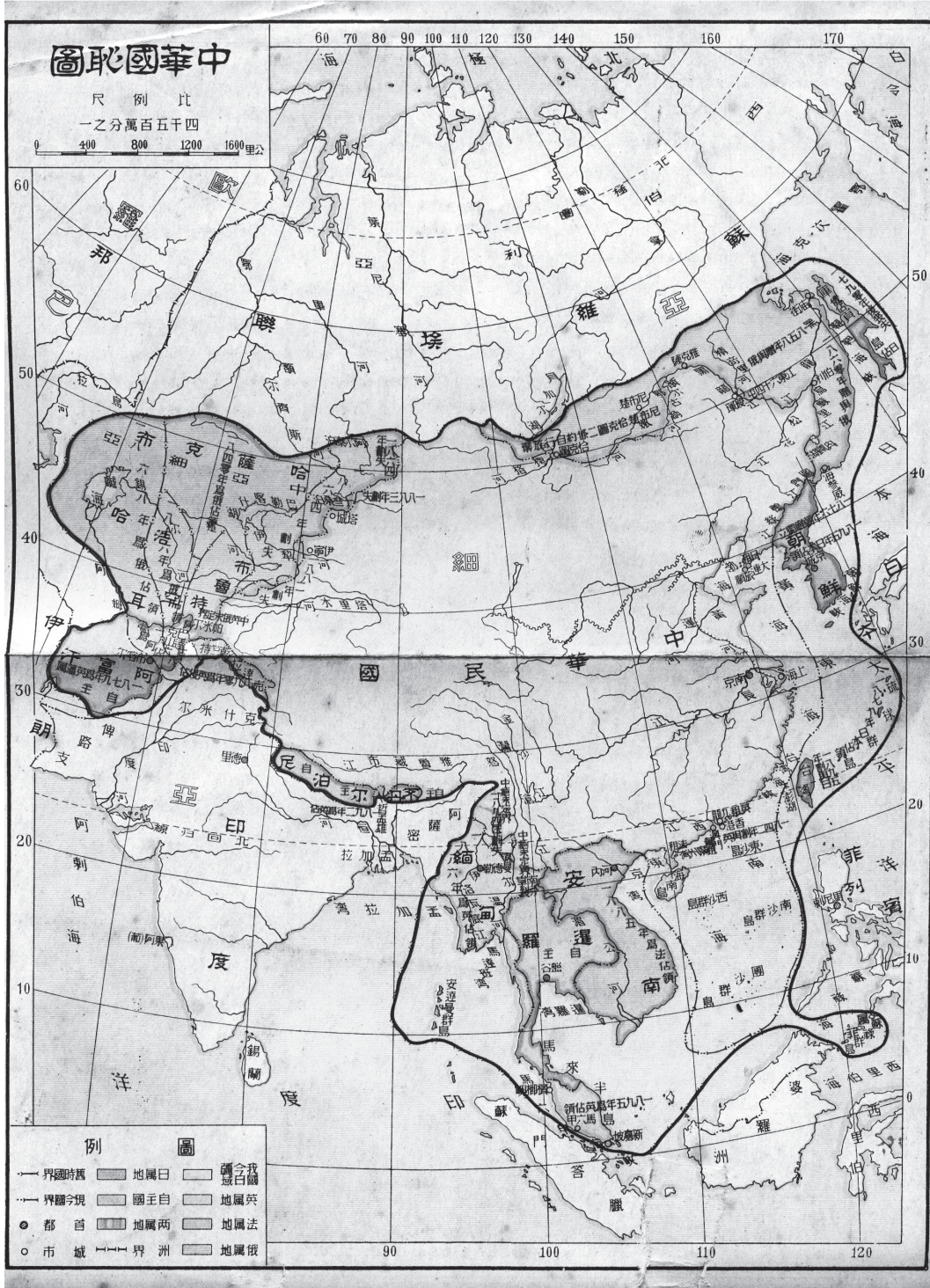
公的叙述と境界

清末になると中国にも学校制度が導入され、教科書が編まれるようになる。地理教科書では国境に囲まれた国土が強調され、国語(国文)や音楽では国民意識が涵養された。歴史教科書では、国境や境界に関わる興味深い点が二つ見てとれる。第1は、国境線について、それが列強の侵略により縮小しながら決定された経緯が示されていること。アヘン戦争以来の相次ぐ戦争で奪われる国権とともに、領土の縮小が叙述されている。そこでは、かつての流動的な、あるいは一種のグレーゾーンとしての疆域ではなく、主権国家としての国境の後退として叙述される。第2は、周辺諸国が植民地化され、冊封・朝貢から離脱していく過程が、万国公法的な意味での属国の喪失として、それも自国史の一部として、中国の国権の喪失とともに、関連づけられた一連のできごととして描かれている。これは、後述する主権と独立の重視や国権回収運動が、自国の国境の回復だけでなく、かつての属国として意識された周辺諸国への影響力回復へと結びつく可能性をともなうものと考えられる。

20世紀前半の中国では、王朝時代における周辺諸国との関係は、主に三つの方法で語られてきた。第1はかつて属国であった周辺諸国は、現在は欧米や日本の植民地となっているが、中国の国土の一部となるべきだという議論である。これは曾琦らの議論に顕著であった。この議論は国境がかつての属国に拡大していくというものであり、1938年や39年に学校用教材として作成された地図などにも旧国界として現れる線と重なる⁽²¹⁾。第2は、帝国主義に対置するものとしてかつての「伝統」を位置付け、「済弱扶傾」の論理を有する朝貢などを評価する議論である。これは孫文の大アジア主義講演などに求められる。ここでは領土の拡大までは想定されない。第3は、恐らくは孫文の死後に再形成された三

(20) 川島「領域と記憶」(前注11参照)。

(21) 黄東蘭「清末・民国期地理教科書の空間表象：領土・疆域・国恥」『中国研究月報』685号、2005年。



編集不詳『少学適用 本国新地図』(世界輿地学社、1939年)

(この地図では、点線が現在の国境、太い線がかつての国境とされている)

民主主義の「民族」における言論である。ここでは、帝国主義に対置される朝貢という面は後退し、帝国主義に侵略された被害者としての周辺諸国と共通する側面と「済弱扶傾」などの王朝時代以来の論理に基づいて周辺諸国に協力することが強調された。民国後期の中国では、第3の立場が公的なテキストで語られてはいたものの、実際には第1の観点も根強かった⁽²²⁾。

「満洲」の衝撃

中国の歴史学者や知識人にとって、満洲事変は“国土”を再認識する契機となった。そして、現在も使用される『中国歴史地図集』の編纂事業も、1930年代まで遡ることができる。吉開将人は、満洲事変という契機を『満洲』の衝撃と呼んでいる。その議論に依れば、北京に置かれていた中央研究院歴史語言研究所の傅斯年は満洲を“支那”の一部ではないとした矢野仁一の議論に反対すべく、救国のための中国通史の共同執筆に乗り出し、1932年には『東北史綱』を著した。そこには漢代、唐代、明代の歴史地図が収録され、“東北”地域が歴史的に中国の一部であることを主張した。この書籍は英文に訳され、リットン調査団にも提供された。また、1934年に組織された歴史地理団体で、かつ現在も多くつかわれる『中国歴史地図集』の淵源とも言える「地理沿革図」を作製、刊行を計画した禹貢学会に集った顧頡剛や譚其驤を動かした動因も、対日関係の緊張にともなう救国意識があったという。

この禹貢学会の地理沿革図刊行は日中戦争で頓挫したが、地図底本は刊行されていた。この地図底本は、後の『中国歴史地図集』の原型を提供したが、それは王朝の実効支配を軸とし、そこに「四夷」「四裔」を組み合わせたものであった⁽²³⁾。

戦争と内外の境界の変動

日中戦争から第二次世界大戦にかけての時期、中国の内外の境界は大きく変容した。戦争それ自体が、日本の占領地域や汪政権の統治地域、さらには国共の勢力圏などという、新たな内的／外的境界を生み出したが、1943年に枢軸国と連合国の双方が事実上の治外法権の撤廃に応じたことで、不平等条約に基づく内的境界は大幅に撤廃されることになった。

国境線は、満洲国の建国などによって侵食されていたものの、中国が連合国の四大国の

(22) 川島真「近代中国のアジア観と日本：『伝統的』対外関係との関連で」高原明生ほか編『越境』（現代アジア研究1）慶應義塾大学出版会、2008年、Shin Kawashima, “China’s Re-interpretation of the Chinese ‘World Order,’ 1900-40s,” in Anthony Reid and Zheng Yangwen (eds.), *Negotiating Asymmetry: China’s Place in Asia* (National University of Singapore Press, 2009), pp. 139-158.

(23) 吉開「歴史学者と国土意識」（前注19参照）。

一つとして戦後構想を練るようになり、日本が敗戦に至る過程で、その国境をめぐる興味深い現象が生じる。第1は、戦争の過程で日本の大東亜共栄圏に抵抗して、アジアの代表としての中国という側面が強調され、既述のようにかつての属国を国土の一部と見做さんとする向きが見られた。また、カイロ会談での蒋介石の外交に見られたように、朝鮮の独立や琉球問題についても発言したり、あるいはインド独立に強い関心を示すようになった。ただ、琉球共同統治を除いて、国境線を変更して周辺諸国を吸収合併しようとする政策が明確に見られたわけではない。第2は、戦勝によって台湾を回復したものの、1945年8月のソ連との交渉の過程で外モンゴルの住民投票に基づく(分離)独立を容認した点である。蒋介石は後にこの決断を後悔するが、中華人民共和国はこのモンゴルを承認し、現在に至っている。また、この段階では香港やマカオは回収できていない。第3は、憲法で定められた国境と国土を回復しようとするものの、ソ連の勢力の浸透が強く、満洲はソ連に接收され、新疆もまた東トルキスタン共和国の建国をはじめとして、ソ連の強い影響下に置かれるようになった点である。このように戦争の過程で、中国の国境は再び大きく揺らいだのだった。

なお、多くの知識人が国民政府とともに西南地区に移住したことは、歴史を含めた国境認識に辺境、および少数民族の問題を強く意識させることになった。顧頡剛が傅斯年の意向を受けて、「中華民族は一つ」と題する論文を書いたのもこの時期にあたる(顧の議論は費孝通らから強い批判を受けた)⁽²⁴⁾。

おわりに：現代における国境観

1949年10月1日の中華人民共和国の成立と中華民国の遷台により、中国東南の沿岸部に新たな“内的”境界が出現した。中華民国では、実効支配領域とはおよそ釣り合うことのない国土が憲法に基づいて想定され、教育でもその国土がそのまま用いられた。清朝時代の版図や徳治もまた、「済弱(弱きを濟ける)」という論理でしばしば三民主義の教科書などで取り上げられ、想像上の中華民国の国土も、地理などで教えられたが、中華民国が台湾化する過程で、その国境観、境界観も大きく変容してきている。

他方、中華人民共和国ではかつての内的国境が取り払われると同時に、自治区など新たな内的境界が設けられ、移動も制限されるとともに、中華民国と異なり、モンゴル人民共和国を承認するなど、外的国境についても、社会主義陣営に属する国としての国境政策が見られた。だが、国境に関する歴史的な記憶という面では、1930年代の議論を継承しつつ新たな方向性が見られた。

吉開将人が指摘しているように、中国では、1951年に白寿彝が「歴史上の祖国国土」と

(24) 吉開「歴史学者と国土意識」(前注19参照)。

いう問題を提起し、果たして現在の国境を基準として過去を捉えるか、それとも歴代王朝の領域を基準とするのかという問いを發した。白は後者を大漢族主義とし、前者を是として国境内の少数民族の歴史を中国史の一部として扱うことを主張した。次いで、1954年に毛沢東の指示により、清末の楊守敬の『歴代輿地図』を模範とした歴史地図の作成が呉晗や范文瀾らにより目指され、譚其驤らもそこに加わった。これ以後、白の提起した問題が盛んに議論されたようである。そして、1960年には辺境地域と少数民族政権に関する図をくわえることにし、新たに専門家を参加させることになったという。そして、1963年になると譚其驤らは、「歴史上の中国」という独特な概念を用いてこの問題に対応しようとした。それは18世紀中頃からアヘン戦争以前にかけての清朝盛世期の版図を、時代をさかのぼって適用される「歴史上の中国」の基準とするものだった。これは、白の提起した問題、すなわち現在の中国の国土か、歴代王朝の領域かという問題の双方から一定程度距離をとったものだった。だが、一般に主権国家では、現在の国境を以て、それを過去に適用して国史を設定するということはあっても、この中国のような王朝時代の疆域を基準とするという事例は決して多くないだろう。そして、その空間の中に都城を置いた国であれば、“中国”の国として扱われた。ここでは、その国の実効支配領域が清朝の全盛期の疆域を超えるということもある。だが逆に、都城が外にあれば、清朝の全盛期の疆域よりも狭くなる可能性もある、ということになる。これは高句麗の議論を見れば明らかだろう。

他方、1950－60年代の歴史地図の作成にあたって、台湾問題や少数民族問題、さらには中ソ関係が重視されたことは言うまでもない。だからこそ、1959年のチベット問題、1960年代からの中ソ対立下の国境線問題に依じて、少数民族居住地域や辺境地域に関する歴史地図の作成が進められたのである。清朝の全盛期の版図を基準とするという思考は、東北部、モンゴル、新疆から外に向かう拡大傾向を孕み、また台湾は当然内包しつつ、実はかつての藩属国(朝鮮、ベトナムなど)は版図外とするというものだった。これは、まさに当時の中ソ対立、アジア諸国との友好関係を踏まえつつ形成されていたものだとも考えられるのである。つまり、1930年代以来の議論を継承しつつも、1950－60年代の時代相がそこに色濃く反映していたのであった。

1982年から『中国歴史地図集』が刊行され、学校教育の現場をはじめ、基本的にこの地図集を底本として歴史地図が描かれるようになった。言わば空間的な記憶のオーソドックスとなったわけである。清朝の全盛期を基準とする「歴史上の中国」論は、一定の境界線を設ける点で王朝時代の徳治と教化の論理よりは明確な境界線を有しており、同時に国内の少数民族を中国史の中に位置づけようとする点で、国民国家史における空間的な記憶と重なりをもつ。だが、他方で中華人民共和国の実効支配下になく、「歴史上の中国」に含まれる空間は、“中国になり得る”領域となった。台湾、香港、南シナ海の島嶼、釣魚島(尖閣諸島)などは勿論のこと、朝鮮国境、東北部、モンゴル、新疆などの外縁については、そ

うした空間が存在することになる。高句麗問題はまさにこの問題に関わる論点であった。中国の国境は、もちろん明確な国境線として存在するのだが、それは実効支配領域としての版図に等しいものであり、歴史の中の本来の中国を想定することで、一定程度の可変性、拡大性をももちあわせていると考えられるのである⁽²⁵⁾。

だが、岩下明裕が明確にしたような近年の中露国境の画定など、周辺諸国との国境画定交渉に際して、このような歴史的な境界に対する考え方にどのような調整が加えられたのか、それは今後の検討課題となろう⁽²⁶⁾。

(25) 吉開「歴史学者と国土意識」(前注19参照)。

(26) 岩下『中・ロ国境4000キロ』(前注1参照)；同編『国境・誰がこの線を引いたのか：日本とユーラシア』北海道大学出版会、2006年。